

## 徳島市地域公共交通活性化協議会設置要綱

### (設置)

第1条 徳島市における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な事項を協議するため、同法第6条第1項に規定する協議会として徳島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 網形成計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (2) 網形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 網形成計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

### (協議会の構成員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 徳島市
- (2) 関係する公共交通事業者
- (3) 関係する道路管理者
- (4) その他網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (5) 関係する公安委員会
- (6) 地域公共交通の利用者
- (7) 学識経験者
- (8) その他市長が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員を選任及び職務)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 協議会に副会長1名を置き、第3条に規定する委員の中から会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は原則として公開で行う。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は助言等を求めることができる。

(分科会)

第7条 会長は、第2条の協議事項に関して、必要に応じて分科会を設置することができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市整備部地域交通課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月5日から施行する。